

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ プ ラ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 馬 場 功 淳
(コード：3668 東証第一部)
取 締 役
問 合 せ 先 コーポレート統括本部長 長谷部 潤
(TEL. 03-6721-7770)

株式会社エイティング株式（証券コード：3785）に対する

公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 30 日開催の取締役会において、株式会社エイティング（以下、「対象者」といいます。）の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下、「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 28 年 3 月 31 日より第一回公開買付けを実施しておりましたが、第一回公開買付けが平成 28 年 4 月 27 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けが成立したため、当社が平成 28 年 3 月 30 日付「株式会社エイティング株式（証券コード：3785）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下、「平成 28 年 3 月 30 日付プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、当社は、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象が生じていないことを条件として、平成 28 年 5 月 19 日から平成 28 年 6 月 29 日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定です。

第二回公開買付けは、対象者株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的とし、また、買付予定数に上限及び下限を設定しないことを予定しているため、当社は応募株券等の全部の買付け等を行います。第二回公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格 309 円よりも 449 円（145.3%）高い 758 円を予定しております。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社コロプラ
所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 対象者の名称

株式会社エイティング

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,200,800株	3,546,200株	—

- (注1) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を対象者の支配株主かつ主要株主である筆頭株主であり、対象者の代表取締役社長である藤澤知徳氏（以下、「藤澤知徳氏」といいます。）が所有する対象者株式2,765,400株、対象者の主要株主である第2位株主であり、対象者の常務取締役である豊嶋真人氏が所有する対象者株式731,200株及び藤澤知徳氏がその発行済みの普通株式の全てを、藤澤知徳氏の親族が議決権制限株式である発行済みの甲種類株式の全てを所有する株式会社エーイングが所有する対象者株式49,600株の数の合計と同数の3,546,200株と設定しております。第一回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,546,200株）以上となった場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第一回公開買付けにより当社が取得する対象者株式の最大数（5,200,800株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成28年2月10日に提出した第24期第1四半期報告書（以下、「対象者第24期第1四半期報告書」といいます。）に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数（5,523,800株）から、対象者第24期第1四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の対象者が所有する自己株式（323,000株）を控除した株式数（5,200,800株）になります。
- (注3) 単元未満株式についても、第一回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 第一回公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式（323,000株）を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成28年3月31日（木曜日）から平成28年4月27日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成28年5月17日（火曜日）まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金309円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,546,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（3,546,200株）が買付予定数の下限（3,546,200株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成22年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成28年4月28日に報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	3,546,200 (株)	3,546,200 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	3,546,200 (株)	3,546,200 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	35,462 個	(買付け等後における株券等所有割合 68.19%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	52,001 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 24 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 24 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 12 月 31 日現在の対象者株式の発行済株式総数 (5,523,800 株) から同日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数 (323,000 株) を控除した対象者株式数 (5,200,800 株) に係る議決権数 (52,008 個) を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 28 年 5 月 10 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、平成 28 年 3 月 30 日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社コロプラ

株式会社東京証券取引所

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上